

青森県県営住宅規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者資格に係る障害の程度等)</p> <p>第一条の三 条例第四条第一項第一号イに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号のいずれかに該当する障害の程度とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第四条第四項第一号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>一 六十歳以上の者</p> <p>二～十 略</p> <p>4 略</p>	<p>(入居者資格に係る障害の程度等)</p> <p>第一条の三 条例第四条第一項第一号イに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号のいずれかに該当する障害の程度とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第四条第四項第一号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>一 六十歳以上の者</p> <p>二～十 略</p> <p><u>十一 現に同居し、又は同居しようとするパートナー（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）がある者</u></p> <p>4 略</p>